慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	古羅馬社会闘争史上に於けるキケロ
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1925
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.19, No.9 (1925. 9) ,p.1249(1)- 1311(63)
JaLC DOI	10.14991/001.19250901-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19250901-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

初秋に品質良好の洋服を以て愈奮闘場裏に向ふ御用命の程は是非本店へ

芝三田通慶應義塾前
小林洋服店
電話高輪二九二三

各眼科處方調製

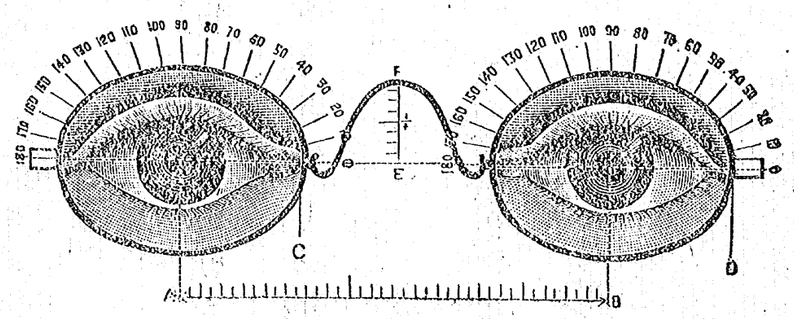

芝三田通り松山病院前
秋元眼鏡店
電話高輪二〇四九番

フチナシ眼鏡
メニスカレンズ

三田學會雜誌　第十九卷　第九號

古羅馬社會闘爭史上に於けるキケロ

高橋誠一郎

一

Marcus Tullius Cicero は騎士階級に屬する舊家の出であつた。彼れは終始此の中層營利的階級に對して親善であり、貴族及び騎士の兩階級を結んで煽民的政治家に當るが爲めに其の最善の力を致せるものである。騎士階級は彼れを以て其の階級の誇りであり、光彩であると觀た。而して彼れは愈々彼れ等に取入るが爲めに常に同階級の出なることを誇るの風を裝ひ、凡ゆる點に於て彼れ等を保護し、其の信用と利益とを增進するを以て其の特殊の事業と爲した。

彼れは年三十一にして兒事奉行に選任せられ、常例に據れる抽籤の結果、前奉行

Sextus Peducaeus の下に屬州 Sicilia に派遣せらるゝことゝ爲つた。兇事奉行は國家の總收入役たるの外、國外に於ける軍需及び國內に於ける公衆の消費の爲めに小麥及び凡ゆる種類の穀物を準備するを以て其の任とし、年々諸屬州に派遣せらるゝの習ひであつた。而して Cicero の派遣せられたる Sicilia は羅馬の穀倉と稱せられて居つた。（Ille M. Cato sapiens, cellam penariam Reipublicae, nutricem plebis Romanae Siciliam nominavit. In Verr. I. ii. 2.）。恰も此の年、羅馬に於ては主として海上の掠奪に基ける穀物の大窮乏起り、是れが爲めに庶民は喧噪を極め、護民官は此の機會に乘じ、之れを其の權力の喪失と其の結果たる强者の橫暴、庶民の抑壓に歸して彼れ等を煽動した。（Vid., Orat. Cottae in fragment. Sallust.）。是に於て乎、迅速に Sicilia 島より羅馬に向つて多量の穀物を送達するの一事は公安上焦眉の急と爲つた。彼れは斯くの如き難局に臨み、此の屬州を虐ぐるとなくして、而も克く之れをして喧囂なる羅馬人の要求に應ぜしむることが出來た。而して紀元前七十三年の新穀法は將來に於ける穀物配給の爲めに Sicilia の穀物買入を統制し、屬州民の失費を以てするものではあつたが、同一の禍害を除去す可き一層良好なる手段を政府に與へた。

然しながら元老院法廷改革の絕叫は更らに一層大なるものがあつた。窃取掠奪の罪惡は或る程度まで慣習の力によつて合法化せられ、勢力家は殆んど有罪の判決を受くることがなかつた。管だに元老院議官より成れる陪審官の多數が既に同一の罪過を犯し、若しくは他日之れを犯すの虞あることを豫期するが故に、自から被告に對して同情を有するのみならず、其の投票の賣買は既に常習と爲つて居つた。實に苛歛に關する審問の制度は國內に留まれる其の同僚の利益の爲めに、屬州より歸還せる元老院議官に一種の課稅を行ふものと看做されてゐた。屬州に於ける羅馬市民すら、元老院議官若しくは騎士に非ざる限りは最早羅馬の長官の笞と斧とを免るゝものではなかつた。而して羅馬の民主政治最古の既得權たる身命の安固は寡頭政府によつて足下に蹂躪し去らんとするに至つた。反對黨は固より斯くの如き事態を利用することを錯つものではなかつた。彼れ等は擧つて護民官の權力と騎士法廷の囘復並びに監察官職の繼續によつて統治團體を淨化せんことを聲高に要求した。而して若き Caius Caesar は護民官の權力復活運動に際して熱烈なる活躍を試み、紀元前七十七年及び同八年を以て Sulla の黨類

Cnæus Cornelius Dolabella 及び Caius Antonius を告發し、Cicero は又た七十年に於ける其の Caius Verres の彈劾によつて特に有名と爲つた。

Verres は初め Marius 黨に屬し、後變節して Sulla に走れるものである。彼れは八十年より七十九年に亙つて Cicilia の奉行たりし屬州總督中最も貪慾なる者の一人たる Cn. Cornelius Dolabella の副總督 (legatus) と爲り、後其の兇事奉行代 (proquaestor) と爲れるも、後者が七十八年 M. Scaurus によつて告發せらるゝに及び、彼れに對して不利なる擧證を行つた。彼れは七十四年に市奉行と爲り、次いで七十三年より七十一年に亙つて約三ヶ年間 Sicilia に奉行代 (propraetor) として滯留した。同島の住民は如何なる階級の者と雖も、其の貪慾、其の殘忍若しくは其の侮辱を免るゝことを得なかつた。富者階級は貨幣若しくは特に彼れの愛好せる美術品を强奪せられなければならなかつた。中層階級は更らに苛重なる貢稅を支拂はしめられた。而して葡萄酒農產物及び織物等の輸出品は更らに苛重なる負擔を荷はしめられた。Verres は其の契約の專斷なる變更若しくは橫暴なる廢棄によつて生產者及び收入請負人を窮乏の極に陷らしめた。彼れが三ヶ年の支配は最近に於ける兩度の奴隸戰爭よりも、又た往古 Carthago と羅馬の間に行はれたる同島爭奪戰よりも之れを荒廢せしむるに資するこゝが大であつた。(Agyrinensis ager—ducentos quinquaginta aratores habuit primo anno Prætoræ tuæ. Quid tertio anno? Octaginta.—hoc peraeque in omni agro decumano reperietis. In Verr. II. iii. 51, 52, & c.)。彼れは檢察を停止せしめ、免除を購ふが爲めに、縱し其の掠奪品の三分の二を吐出すの已むなきに至るとするも、猶ほ富裕なる生涯を送るに十分なる蓄財を行へることを誇つてゐた。彼れが Sicilia を去るや共に其の居住地 Syracusae 及び其の掠奪品の貯藏所であつた Messana を除く外、Sicilia の全市は悉く協同して彼れを彈劾した。彼れは往々にして Syracusae 及び Messana に對してすら極めて專橫なる態度を以て臨んだのであるが、而も彼れが特に非道なる劫掠を行へる場合には、彼れは其の嫉妬の一部を免るゝが爲めに、其の掠奪品の一部を以て彼れ等に恩惠を施すの常であつた。(Ergo, inquiet aliquis, doravit populo Syracusano istam hereditatem, & c. In Verr. ii. 18. Messana tuorum adjutrix scelerum, libidinum testis, prædarum ac furtorum receptrix, & c. ibid., iii. 8. it. ii.)。斯くて半ばは畏怖に由り、半ばは恩惠に由つて、彼れは大體に於て彼れ等を歸服せしむ

ることを得たのである。而して其の統治の滿了に際し、彼れは是れ等の兩者より其の施政を頌する多くの感謝狀を贏ち得たのである。而も凡ゆる他の都市は鋭意彼れの彈劾に努め、其の起訴を曾つて Sicilia に於ける Lilybaeum の兒事奉行であり、Sicilia 人が其の斡旋を求めたる場合には何時たりと雖も之れを辭せざる旨を約諾せる Cicero に告發を委任した。Verresは Scipio 家及び Metellus 家の如き羅馬の最も有力なる家族によつて援護せられ、當時「公所の王」と稱せられたる (In foro ob eloquentiam Rege causarum. Ascon. Argum. in Divinat.) 大雄辯家 Quintus Hortensius によれて辯護せられたるに拘らず、Cicero の擧げ得たる證據は之れを如何ともすることと能はず、Hortensius は其の辯護を拋棄し、Verres は絶望の極、羅馬を亡命することゝ爲り、終に缺席裁判を下さるゝに至つた。

II

Cicero は兒事奉行職を奉じて後五年、西紀前六十九年を以て M. Cæsonius と共に造營司 (curule aedile) に選任せられた。吾人が造營司としての彼れの行動に就いて知る所のものは極めて少ない。然も吾人は彼れが克く此の失費大なる職務を遂行し得たるの事實を認めることが出來る。Sicilia 人は彼れの食卓と其の公職上準備せざるを得ざる公饗宴に使用するが爲めに彼れに給するに同島の產する凡ゆる種類の食料を以てした。而も彼れは是れよりして毫も私利を擧ぐることなく、其の全部を貧民の利益に供用し、是れに由つて常に民意に投ずるの方策たる食料品の價格低減を行ふことを得た。(Ploutarchos, Cicero, viii.)。彼れは公競技及び見世物を取行ふに際しては放肆と鄙吝との中庸を企圖した。彼れは固より巨富を擁するものではなかつた。彼れは其の堪え得る以上の金額を費すことがなかつた。然も其の後に於ける彼れの昇進は彼れが克く人民に滿足を與へ得たるの事實を示すものである。兒事奉行職と奉行職との間に造營司職を奉ずることは絶對の必要ではなかつた。而も造營司職は公競技を取行ふものなるが故に、同職が民望を贏ち得る好個の機會を與ふるものであることは吾人の既に述べたるが如くである。Lucullus, Scaurus, Lentulus, Hortensius 及び C. Antonius 等の如き Cicero 時代の大人物の多くは其の造營職時代に於て法外なる失費と豪華とによつて其の名を著せるものである。而も此の點に於て彼れ等の總べてを凌駕せる者は J. Cæsar であ、

つた。彼れは其の父の葬儀の紀念に公演せる遊技に際し、野獸が銀の上を歩む樣を初めて見せしむるが爲めに演場の全裝具に純銀を用ひたと稱せられてゐる。(Cæsar, qui postea Dictator fuit, primus in Ædilitate, munere patris funebri, omni aparatu arcnæ argenteo usus est, ferasque argenteis vasis incedere tum primùm. visum Plin., Hist. Nat. xxxiii, 3.)。

斯くて他の者が僅かに執政官職を購へるに過ぎざるに、彼れは帝國を贏ち得たのである。而も彼れは是れに由つて其の負債の高を增加し、國家を廢潰せしむるに由つて自己の破滅を修理しなければならなかつた。然るに Mamercus は極めて富裕であつたに拘らず、造營司職を忌避したるが爲めに執政官職に就くことが出來なかつた。是に於て乎、Cicero は後年「這般の饗應が人民によつて要求せらるゝとしたならば、正しき判斷を有する人は、縱し自己が之れを欲せずとするも、少くとも之れを供することを承諾しなれけばならぬ、而も之れを行ふに際しては、曾つて余の行へるが如く、其の資力の範圍內に止む可きものである」と說いてゐる。(Quare et, si postulatur a populo, bonis viris si non desiderantibus, at tamen approbantibus faciundum est, modo pro facultatibus, nos ipsi ut fecimus. De Officiis, II. xvii. 58.)。

當時實權は猶ほ軍隊の干涉なき限り、首府の市民の手中に存してゐた。而して羅馬の市街に群集し、公所に於て長官及び法制を選定せる此の「人民」は洵に元老院政府に比して毫も優れるものではなかつた。政府は自家直接の利益が危險に瀕する場合には此の群集に屈服しなければならなかつた。斯くの如きは實に穀物配給法の復活を見たる所以である。然しながら斯くの如き庶民が一定の理想の爲めに、若しくは機宜に適せる一定の改革の爲めにすら、熱心なる態度を表示す可しと想像するは非である。デモスセネスが彼れの時代の雅典人に就いて言へる所のものは正さに此の時代の羅馬人に適用せらる可きである。曰く、彼れ等は彼れ等が演壇の周圍に立ち、改革の提案に耳を傾けつゝある間は之れを實行せんとするの念切なるも、彼れ等が其の家に歸りたる時は、何人も自己が市場に於て聽ける所のものに就いて更らに其の以上に思惟することがないと。(Theodor Mommsen, Römische Geschichte, III, 9 Aufl., 1904, S. 97.)。元老院に於ける穩和なる改革派の首領 Caius Cotta が七十五年、執政官在職中に於て施行せる兩法制中、裁判所に關するものは直ちに其の翌年を以て再び廢止せられ、護民官職を奉じたる者は他の長官職

に對し候補者たることを得ざるものと定めたるSullaの法規を廢止したる他の法制も爾餘の制限の存續を許したるが爲めに、孰れの黨派をも滿足せしむることを得なかつた。(a. a. O., S. 98.)。

三

然しながら斯くの如く政府に取つて順調なりし狀態はCn. Pompeius Magnusが七十一年を以て西班牙より歸還するに及んで一變した。Pompeiusは Sullaの死後に於ても猶ほ依然として貴族政府に對して忠實なるものであつた。而も貴族政府は既に此の若き將軍を畏怖するに至つてゐた。Pompeiusは今や執政官職の候補に立つた。而して彼れは羅馬に居らず、未だ法定の年齢に達せず、又た之れよりも下位の官職の孰れにも就きたることなきに拘らず、彼れの當選は確實であつた。彼れの赫々たる軍功は人民を魅惑した。而して貴族政府が彼れを嫉視しつゝある事實明かなりしが故に、彼れ等は最早彼れを以て貴族黨に屬するものと看做すことなく、彼れを通じて彼れ等がSullaの爲めに奪はれたる權利及び特權の回復を得んことを望んだ。斯くてPompeiusはMarcus Crassusと共に執政官に擧げられ、西紀前七十一年十二月三十一日を以て羅馬に入つた。奴隷一揆を粉碎したる軍隊の長官にして、且つ羅馬に於ける最も富貴なる人物であり、又た政治的倶樂部に於て大なる勢力を有したるCrassusはPompeiusと等しくSulla黨の一人であつたが、Pompeiusと民主黨との提携に參加するの安全なる徑路を選み、彼れに於てPompeiusの大勢力に對して平重を置かんことを欲したる民主黨の歡び迎ふる所と爲つた。斯くて七十一年夏、民主黨とSulla黨の兩將との間に第一の提携が成立した。提携の條件は單純であつた。兩將軍は一方に於て民主黨の綱領を採用することを約すると共に、他方に於て翌年度の執政官職に選擧せらるゝ約諾を得た。Pompeiusは尙ほ凱旋式と其の兵士に約せる土地の配分とを受く可く、Crassusは Spartacusの征服者として少くとも莊嚴なる入府を行ふの名譽を受く可きものであつた。(Mommsen, a. a. O., S. 100-101.)。

是に至つて元老院はQuintus Metellus Piusの麾下に在る第二西班牙軍を除いてはSullaの憲法を顚覆するが爲めに現れたる兩伊太利亞軍隊、大資本家及び民主黨の聯合に對抗せしむ可きものを有することがなかつた。然しながら彼れの行へる

所のものは再び行はるゝことなかる可しと做せるSullaの豫言は適中した。内亂の渦中に投ずることを欲せざるMetelusはAlpesを越ゆると共に直ちに其の兵士を解除した。斯くて寡頭政府は不可避なる勢力に降るの外、道なきに至つた。元老院は執政官職及び凱旋式に取つて必要なる免除を許した。而してPompeiusは其の就任の前に於て既に護民官Marcus Lollius Palicanusによつて開かれたる人民の集會に於て民主的綱領を遵守す可き旨を公然正式に表明した。

Sullaの憲法は今や急速に廢止せられた。先づ第一に護民官職は其の舊時の權威を回復した。Pompeiusは執政官として護民官に其の由來久しき特權の全部、殊に立法上の發案權を回復せしむるの法案を提出した。第二に裁判所は近く逝去せる元老院に於ける穏和黨首領Caius Aurelius Cottaの弟にして奉行たりしLucius Aurelius Cottaの Lex Aurelia iudiciariaによつて改造せられた。而して這般の事實と斯法の規定其の者とを思ひ合すれば、元老院の穏和黨は此の連衡に對して援助を與へたるものゝ如くである。蓋し元老院議官は全然陪審官の名簿より排除せられずして、爾後、其の三分の一は元老院議官、三分の二は騎士階級より成る可きものであつて、後者の内、一半は財務官（tribuni aerarii）の職を務めたるものたらざるを得ざるが故である。tribuni aerariiなる名稱は初め戰時稅（tributum）の徵收及び其の收入中より兵士に對する支拂の配布を委託せられたる諸種族の富裕なる人々に與へられたるものであつた。軍隊に對する支拂が兎事奉行に委ねられたる後、彼れ等が如何なる地位を保持せるかは明瞭を缺くも、是れ等の長官は種族の選任に懸るが故に、恰も百人法官（centumviri）廷の民事裁判官と等しく、刑事裁判官の少くとも三分の一は今や間接に種族によつて選擧せらるゝことゝ爲つた。（Liv. Ep. 97; Suet. Jul. 41.）。第三にCaius Gracchusによつて誘入せられたる歳入請負の制度は亞細亞屬州に再施せられた。斯くの如き方策は固より屬州民の失費を以て資本階級を懷柔するの目的に出でたるものである。（Marq. Stv., i85.）。第四に嘗だに監察官職が復活を見たるのみならず恐らく之れと同時に其の任期を十八個月に制限せる古き制限も亦た廢止せられたるが如くである。新法の下に最初の監察官たりし者は元老院によつてSpartacus討伐軍の指揮を免せられたる七十二年の執政官Cnæus Lentulus CiodianusとLucius Gelliusであつた。彼れ等は今や全員の八分の

一に相當する六十四人の元老院議官を除名するの擧に出でた。Sulla の憲法は元老院の權力獨占と貴族的商階級及び民衆煽動家の政治的滅絶に基けるものであつた。然るに新制度の下に於ては元老院は監察官の叱責と騎士法官の判決の前に戰慄した。首府の群民は屬州によつて給養せられた。護民官の權威は任意に如何なる現在の制度と雖も之れを顚覆するを得るの法律上の免許を凡ゆる民衆煽動家に與へた。而して貨幣貴族は歳入請負人として、又た屬州總督に對する法官として再び元老院階級の傍らに其の頭を擡げた。（Mommsen, a. a. O., S. 102-103.）。

民主黨は其の政綱の一般的承認を以て滿足するものではなかつた。彼れ等は今や其の死者の追悼祭の復活、逆殺者の所罰、公敵宣言を發せられたる者を流謫より召還すること、彼れ等の子孫に對して加へられたる政治上の資格剝奪を撤去すること、Sulla によつて沒收せられたる所領地の回復、統總の後嗣及び幇助者の失費を以てする賠償等を要求した。然しながら兩將軍は斯くの如き方策を助成するが爲めには是れ等の事變と餘りに密接なる關係を有するものであつた。而して Sulla によつて沒收せられたる所領に對する未濟買入金の徵收以上には何事をも行はなかつた。其の間に於て兩將軍の軍隊は猶ほ羅馬の市壁前に駐屯して居つた。Pompeius が自己を以て羅馬の專制君主たらしめんとするの誘惑に陷ることを怖るゝの念は强大であつた。Pompeius, Crassus 及び民主黨を提携せしめたるものは Sulla の憲法を破壞せんとする唯だ一筋の希望であつた。而も這般の事業が完成せられたる今に於ては、既に結合は事實上解けて居つた。全然自己を凌駕し去れる若き競爭者に對する新舊の嫉妬に滿てる Crassus は元老院に接近し、而して未曾有の大配給によつて首都の群民を自己に歸服せしめんことを企圖した。然しながら Pompeius は事實上斷乎たる手段を取るの勇氣を缺いてゐた。彼れは羅馬の支配者たらんことを欲すると同時に、又は其の忠實なる市民たらんことを願つた。民主黨は先づ Crassus を說いて解隊の提議を行はしめた。Pompeius は終に之れに聽從して、軍隊の解除に同意した。彼れは最早其の期待せる Mithradates 討伐軍の指揮を願望することを得なかつた。蓋し Lucullus は七十一年の戰爭を以て實際上此の戰役を終止せしめたるの觀ありしが故である。而して彼れは Sempronia 法に從つて元老院が彼れの爲めに選定せる執政相當官の屬州を受領するを以て其の威

嚴を害するものと思料せるが故に、執政官職の滿期と共に全然公務を退き、爾後單なる一個の市民として靜寂なる生活を送らんことを欲する旨を宣言した。(a. a. O., S. 103-106.)。

四

爾後數年間諸政黨の狀態はSullaの時代以前に於けると頗る類似せるものがあつた。統治權は元老院に存したが、其の準據せる憲法は大體に於てGracchus憲法の復活であつて、反寡頭政治的精神に滿てるものであつた。民主黨はGracchus憲法を再興せしめたが、其の首領たる可き新たなるGracchusを有することがなかつた。PompeiusもCrassusも共に永く彼れ等の首領たるものに非ざることは最近の出來事に由つて一層明瞭と爲つた。斯くて彼れ等は專々に政府を妨害し、苦惱せしむるを以て暫く滿足しなければならなかつた。而して此の時代に於ける主たる特色は資本家黨の勢力增加であつた。彼れ等は最近の危機に際しては民主黨と行動を共にしたが、寡頭政府の執政官は今や熱心に之れを彼れ等の味方に誘はんことを努めた。斯く兩黨より媚を呈されたる資本家等は其の有利なる地位を利して、彼れ等が未だ恢復することのなかつた其の唯一の舊特權を取得するを怠るものではなかつた。即ち彼れ等は六十七年Lucius Roscius Othoの法律(Horatiusの謂ゆるRoscia Lex)を以て演場に於ける十四の特別席を回復した。(Cicero, Pro Mur. 19.)。彼れ等は急激に民主黨と絕緣するが如きことはなかつたが、大體に於て元老院方に引かるゝことが多かつた。元老院は六十六年資本家の請求に由つてLucius Lucullusの手中より亞細亞の行政を取上げた。(Mommsen, a. a. O., S. 106-107.)。

而も幾許ならずして政變は東方に於ける戰役の經過に由つて生ずることゝ爲つた。六十七年、護民官Aulus Gabiniusは周到なる海賊掃蕩の計畫を提案した。是に從へば、第一に元老院は執政官待遇の者より、三ヶ年間、海上に在つては地中海全部に對する獨占的指揮權を保持し、陸上に在つては其れ其れの羅馬總督と協力して海岸より五十哩以內の全土に對する最高の指揮權を行使する單一の將軍を指名す可きである。第二に此の將軍は專斷を以て元老院議官級の人々より奉行の職權を有する二十五名の副官及び兒事奉行の職權を有する二名の財務官を選任する。彼れは十二萬の步兵及び七千の騎兵より成る軍隊並びに五百の戰艦より

成る艦隊を募ることが出來る。而して彼れは這般の目的の爲めに專斷に屬州及び被護州の財源を處分することが出來る。加之ならず、首府及び屬州に於ける國家の財寶並びに從屬團體の其れも亦た絶對に彼れの支配の下に置かれ、且つ當時財政の窮乏甚しかりしにも拘らず、一萬四千四百萬 sestertius は即時に國庫より彼れに支拂はる可く、又た現存の軍艦及び多數の軍隊は即時彼れに引渡さる可きものである。此の法律の提出は實際上政權を元老院の手より奪ふものである。それは寡頭政治究竟の潰崩を意味するものである。加之ならず、そは實際上無制限なる統總職を設定するものである。

斯くの如き措置は疑ひもなく Pompeius の希望と一致するものであつた。即ちそは自から Mithradates 討伐軍の指揮權を賦與するの結果を見る可く、憲法上の形式に違犯することなくして國内に於ける非常の地位を彼れに交付するものなるが故である。元老院並びに資本階級は激しく此の法案に反對した。民主黨は總べての黨派を滅絶するの虞ある此の法案を嫌惡せざるを得なかつたが、而も彼れ等は敢て其の同盟者と絶緣することがなかつた。斯くて彼れ等の首領、奉行 Lucius Quinctius 及び前兒事奉行 Caius Cæsar は此の提案を援護した。地中海は此の當時海賊によつて占領せられてゐた。彼れ等は曾だに希臘及び亞細亞の海岸に於ける多數都市を劫掠したのみならず、伊太利亞を襲擊するの擧にすら出でた。而して穀價の高直と Lucius Lucullus が戰爭を續行するが爲に彼れに委託せられたる貨幣を羅馬に於て徵利貸付の用に供したりと倣すの流言とは民衆をして Gabinius を擁護せしむるに十分なるものがあつた。此の法案が通過すると共に穀物の價格が普通の相場に下落したるに徵しても如何に大なる希望が此の大遠征と其の光榮ある指揮者とに懸けられたるかを知ることが出來る。（Quo die a vobis maritimo bello præpositus est imperator, tanta repente vilitas annonæ ex summa inopia & caritate rei frumentariæ consecuta est, unius hominis spe & nomine, quantum vix ex summa ubertate agrorum diuturna pax efficere potuisset.—Pro Leg. Man. 15.）。

一洵に斯くの如き期待は裏切らるゝことがなかつた。Pompeius の成功は驟速にして而も完全であつた。彼れは四十日にして西海より海賊を掃蕩し、西班牙、亞弗利加及び伊太利亞間の交通を恢復した。次いで彼れは海賊の本隊を Cilicia 海岸

に於ける彼れ等の要塞に追跡し、其の艦隊を破つて、彼れ等の大部分を投降せしめた。遠征の後半は僅かに四十九日を要したるのみであつた。而して此の戰爭は全部を通じて三ヶ月内に終つたのである。洵にCiceroの讃辭を借れば「Pompeiusは冬の終に戰爭の準備を行ひ、春の始に之れに着手し、夏の半ばに之れを終つた」のである。（Cn. Pompeius extrema hieme apparavit, ineunte vere suscepit, media æstate confecit.—Pro Leg. Man., 12.）。

五

Pompeiusは此の年の殘餘及び其の翌年の初を通じてCiliciaおよびPamphyliaの諸市を訪れ、新たに征服せられたる地方統治の準備を行ふに忙しかつた。六十六年初、彼れは其の不在中Luculusの後を承けて、Mithridates討伐軍の指揮を行ふ可き命令を受けた。彼れに這般の指揮權を授くるの法案は護民官C. Manliusによつて提起せられ、Ciceroによつて贊成せられた。Manliusは護民官職に就くと共に、直ちに釋放奴隷に對し種族中に在つて投票するの權利を授與するの法律を宣して羅馬市内に新たなる波瀾を捲き起した。同法は全市民に對して甚しき侮辱を與へ、元老院によつて强烈なる反對を受け、彼れは幾許ならずして之れを廢棄するの已むなかに至つた。（Quintus Asconius Pedianus, in Orat. pro Cornelio; Dion, I. 36, 20.）。而もHistoriae Romanae ad M. Vinicium Consulem Libri Duoの著者Gaius Velleius Paterculusの言へるが如く、常に黄白に眼眩み、又た他人の勢力の傀儡たる彼れは人民の信用を恢復し、Pompeiusの眷顧を得んが爲めに彼れに對して其の以前の任務に加ふるに最も重要なる東方諸州の統治權並びにMithridates戰役及び此の地方に於ける全羅馬軍の指揮權を交付せんとする第二の法案を提出したのである。（Vell. Pat., 2. 33.）。此の提案は總べての黨派に對して好感を與ふるものではなかつた。而も、そは殆んど滿場一致を以て可決せられた。民主黨は其の危懼の念を隱蔽して公然之に贊成した。穩和なる貴族等も亦た同じく之れに贊した。彼れ等は反抗の無望なるを觀じ、Pompeiusを元老院の味方たらしむるを以て其の最良の政策と做した。Ciceroは初めて船首演壇に立つて其の雄辯の限りを盡して之れに贊成した。De Lege Manilia. 若しくはDe Imperio Cn. Pompei. として吾人に傳存する演説は是れである。J. Caesarも亦た此の法案の熱心なる贊成者であつたが、其の動機はPompeiusを愛す

るの念にも亦た國家を愛するの念にも存するものではなかつた。彼れの意圖は之れに由つて自己の人氣を博するに在つた。彼れは人民の好意が元老院の其れに比して自己に取つて更らに有用なる可きを豫知した。彼れは是れに由つて Pompeius に新たなる猜忌の重荷を負はしめ、併せて此の先例をして周知のものたらしめんことを期した。(Dion, I. 36. 21.)。唯一の反對は Quintus Catulus を首領とせる頑強なる貴族黨の其れのみであつた。羅馬建國以來斯くの如き強大なる權力が單一なる人物の手中に結合せられたることは未だ曾つて存せざりし所であつた。Catulus は叫んで曰く「軈がて自由を維持するが爲めにカピトリウムの巖に再び遁走することが必要と爲るであらう」と。(Ploutarchos, Pempeius, xxx.)。Gabinius 及び Manilius の兩法は六十七年以前 Tiberius Gracchus によつて開始せられたる元老院對庶民黨の鬪爭を終結せしめたのである。Cicero は此の演說の爲めに往々にして誠實を缺くの非難を受けた。然しながら Pompeius は此の時に於て其の前途の嘱望最も大なりしものである。彼れは海賊の脅威より羅馬を救つた。而して Cicero が彼れに於て其の夢想せる元老院の立憲的指揮者を看出したと考へたとしても必ずしも不當ではなかつた。Cicero は又た是れに由つて Mithridates の侵略によつて屬州に於ける其の業務と財產とを脅されたる騎士階級の利益を促進するの好機會を捕へ得たのであつた。

六

Cicero は今や奉行として公務に多忙ではあつたが、猶ほ判事たると等しく又た辯護士として活動し、啻だに自己の法廷に於て聽訴するのみならず、他の奉行の法廷に於て辯護を行ふの餘暇を看出した。彼れが、義父 Oppianicus 毒殺の嫌疑を以て奉行 Q. Naso に告發せられたる羅馬の家門高く財力大なる一騎士 Aulus Cluentius Habitus の爲めに西紀前六十六年辯護の勞を執れるが如きは其の一例であつた。(Pro Cluent., 70; cf. Fabius Marcus Quintilianus, De Institutione Oratoria, ii. 17, 21.)。恰も彼れの任期將さに盡きんとしつゝありし時、數日前に護民官の任期滿了せる Manilius は劫掠及び誅求を以て彼れの前に訴へられた。而して被告は其の辯護の準備を行ふが爲めに十日の猶豫を與へらるゝの常であつたに拘らず、Cicero は直ちに其の翌日を以て裁判の日と定めた。此の擧は概して Manilius を愛好せる市民を驚愕憤

怒せしめ、此の起訴を以て、かの Manilius 法の爲めに元老院の抱ける惡感と怨恨との結果と見た。是に於て乎、護民官は Manilius を遇すること斯くの如く苛酷なるの故を以て、人民の前に彼れを召喚して辯明を求めた。彼れは釋明して曰く「總べての被告を遇するに仁愛を以てするは余の慣行なりしが故に、余は Manilius に對しても別樣の態度を以て行動せんとするの意志を有することがなかつた。却つて之れに反し、余が奉行として自由に使用し得るは僅かに一日のみなるが故に、此の裁判に對して斯くの如き短時日を與へたのである。而して此の訴訟を他の裁判官に委するは Manilius の爲めに慮る者の本分ではない」と。(Ploutarchos, Cicero, IX.)。

Cicero は其の奉行職の任期滿了に際し、同職に對する常例の報酬たる國外の屬州を受領することを拒んだ。而も彼れは執政官職を目指し、又た自己の Caesar 及び Pompeius との關係を力として、彼れが自ら其の前途に横はれりと信じたる光榮ある生涯を追求した。彼れは固より彼れをして常に選擧人の姓名を知悉せしめ、而して其の忘却せる際に之れを彼れに敎ふるを以て其の任務と爲せる近習 (nomenclator) を有して居つたが、彼れは躬自ら凡ゆる卓越せる有力なる市民の姓名を熟知し、且つ是れ等の人々に關する種々なる事項を探知せるが故に、斯くの如き近習の勤務を要することなきを常とした。Cicero は伊太利亞内の如何なる道路を旅行するも、容易に其の知友の所有地及び別莊を指示することが出來た。而して其の多年の所願空しからずして、遂に執政官職を贏ち得たる彼れは亦た Lucius Sergius Catilina の謀叛を鎭壓して其の職を飾ることが出來た。

七

Pompeius の出征後、貴族は猶ほ表面上政權を掌握し、選擧と執政官職とを左右した。然しながら執政官職は今や異常なる軍事的勢力を有する新星の前に次第に其の光輝を失はんとしつゝあるのである。Quintus Catulus は其の死に至るまで、敗滅の黨派の鬪士として殊勝にも根强く鬪爭を持續せるものであつた。彼れを除いては最も地位高き貴族にして勇敢に且つ堅實に貴族階級の利益を主張せる者を看出すことを得ない。彼れ等の中に在つて最も優れたる者、例へば Quintus Metellus Pius 及び Lucius Lucullus 等の如きは其の別莊に退隱して花園と文庫、鳥檻と養魚池の裡に悠遊して公所と元老院とを忘れんとした。而して若き貴族等は或ひ

は奢侈と文學とに沒頭し、或ひは旭日昇天の勢ある國家の新主人に媚ぶるに至つた。彼れ等の間に在つて唯だ一個の例外として見る可きものはストア哲學に動され、其の曾祖父を典型として其の品性を陶冶せられたる貴族階級のドン。キオテ Marcus Porcius Cato であつた。彼れは公豫算の細目を對照し、徵稅請負人と絕えず抗爭して、財政の方面に貢獻する所が大であつたが、而も其の以上の政治家的資質の總べてを缺いて居つた。(Mommsen, a. a. O., S. 165-167.)。

敗殘の敵に對する民主黨の追擊は猶は續いた。貴族に對する攻擊は種々なる方面に於て加へられた。貴族政治の弊害は彼れ等の攻擊に對して有り餘るほどの資料を與へた。Caius Cornelius, Aulus Gabinius, Marcus Cicero の如き公明正大の士若しくは之れを裝へる者は貴族の所業の最も醜惡なる方面を暴露せしめ、之れに對する法律を提案せんとするの態度を持續した。元老院は茲に一定期日に外國使節を引見せざるを得ざるに至つた。這般の制規以前に於ては、是れ等の使節より賄賂を强請するが爲めに、屢々引見を遲延せしむるの事實が存して居つたのである。此の種の贈賄は又た同六十七年に羅馬に於ける外國使節より借入れたる債務が起訴し得ざるものと宣言せられたるが爲めに一層困難と爲つた。特殊の場合に於て法の免除を與ふる元老院の權力は同じき年を以て制限せられた。私用を以て屬州を旅行せんとする羅馬の貴族が假りに羅馬の使節の資格及び特權(libera legatio)を賦與せらるゝの惡弊も亦た六十三年を以て制限を受くることゝ爲つた。投票買收及び不正なる選擧運動に對する罰金は六十七年及び同三年を以て引上げられた。而して羅馬の奉行が其の就任に際して自ら表明せる準則に從つて司法を行ふの責任ありと做すの慣習は六十七年を以て明確に法律として規定せられた。其の間に於て元老院議官中の或る者は檢擧せられ、或る者は侮辱せられた。之れと同時に民主政の復興を完成し、時代に適合せる形態に於て Gracchus 時代の嚮導觀念を實現せんとするの努力が行はれた。

Gnæus Domitius によつて提案せられ、Sulla によつて再び廢止せられたる民會の主僧及び徵卜師選擧(Lex Donitia)は六十三年を以て護民官 Titus Labienus の法律によつて復活した。(Dio, xxxvii. 37; Suet., 13.)。穀物法の完全なる復活は叫ばれた、而して財政難と完全なる特權を有する羅馬市民の數の大增加によつて其の復活が絕

對に不可能と爲れるの事實は注意せらるゝことがなかつた、恰も Gracchus が拉丁人に對する參政權賦與を援助せると等しく、Po 河々外の住民（Transpadani）に對して完全なる市民權を授與せんとするの運動が起つた。（Suet., Jul. 8; Dio., xxxvii. 9.）。他方に於て民主黨の領袖等は被放民の政治的平等化の運動を否認した。而して六十七年十二月三十一日、出席者少き會議に於て、かの Lex Sulpiciae の被放民の參政權に關する部分を復活せしめたる護民官 Caius Manilius は直ちに民主黨の首領等によつて排斥せられ、彼れ等の同意を經て同法は即日元老院によつて無效ならしめられた。又た市民權を有せざる一切の異鄕民は、護民官 C. Papius の法律に由り、曾つて Pennus の其れに由つて行はれたると等しく、六十五年に民令を以て羅馬より驅逐せられた。（Dio., xxxvii. 9; Cic., De Officiis, iii. 11; pro Balb., 23; pro Arch., 5; De L. Agr. I. 4; ad Att. iv. 16.）。Cicero は曰く「固より市民に非ざる者が市民權を行使するは正當でないかも知れぬ。而して此の點に關する法律は我が最も賢明なる二名の執政官たる Crassus 及び Scaevola によつて發布せられた。然も外國人をして一都市に居住せしめざるは全然人道の法則に相反する。（usu vero urbis prohibere peregrinos sane inhumanum est.）」（op. cit.）。即ち是れに由つて觀れば民主黨の政策は全然前後矛盾せるものであつた。Cæsar 及び其の一味は一方に於ては遠隔の Transpadani の政治的釋放を援助し、他方に於ては首府の被放民をして永く政治的無能力の狀態を持續せしめ、又た伊太利亞內に於ける希臘人及び東洋人の商工業上の競爭を無殘に除去するに同意したのである。（Mommsen, a. a. O., S. 167-169.）。

八

民主黨は貴族との鬪爭に於て勝利を占めた。而も彼れ等は這般の勝利に對して負ふ所大なりし其の有力なる同盟者と決算を行はなければならなかつた。武力は惟り他の武力によつてのみ有效に破壞せらるゝを得可きものである。六十七年より同三年に至る民主黨の企圖は Marius 及び Cinna の例に倣つて、自ら政權を掌握し、而して後、其の領袖の一人に埃及の征服又たは之れに類する任務を委託し、斯くて又た彼れと其の軍隊とに於て Pompeius と其の軍隊とに對する平重を看出さんとするに在つた、彼れ等は這般の目的を遂行するが爲めに先づ一揆を煽動して、現在の政府を顚覆せんことを企圖した。斯くの如き一揆の燃料は首府の

中に堆高く積まれて居つた。首府には奴隷並びに多數の自由無產階級が存して居つた。惟り貧民のみ貧民を代表するの資格ありと云へる標語は既に聞えて居つた。斯くて貧民の集團は富者の寡頭政治に倣つて自ら一個獨立の勢力を構成し、而してが暗示せ他の壓制に甘んずることなく、之れに代つて專制者たらんとするの希望られた。而も淫蕩なる首都の生活に其の財產と心身とを廢頽せしめたる若き貴族團體の間に於てすら同樣の觀念は反響を看出したのである。彼れ等はCinnaの時代が復歸して、其の債務の重荷より解放せられんことを求めた。前奉行 Lucius Catilina 及び兇事奉行 Cnaeus Piso の二人は彼れ等の間に在つて啻だに家門及び地位に於て優れたるのみならず、又た其の能力に於て卓越せるものであつた。(Ibidem,S. 172-175)。

Lucius Sergius Catilina は Sergius 氏族の最後の人であつた。彼れの曾祖父 M. Sergius Silus (若しくは Silo) は第二 Carthago 戰役に於て勇名を驅せ Ticinus, Trebia, Transimenus 及び Cannae の諸戰に出陣したが、彼れの父は Quintus Cicero が彼れを以て其の父の貧困裡に (in patris egestate) 生れたるものと說けるに由つて考ふるに、窮境に在りしものゝ如くである (De Petitione Consulatus, 2.)。彼れは此の放埒兇惡なる時代に於ける最も放埒兇惡なる者の一人であつた。其の蒼白なる面色、獰猛なる眼光、或ひは遲緩に或ひは躁急なる步調は彼れが凄慘たる過去を物語るものであつた。彼れはSullaの實行委員の一人として、ゲルト人より成れる一隊を率いて人權を剝奪せられたる者を虐殺した。其の中に Marius の近親 M. Marius Gratidianus があつた。(Sen., De Ira., iii. 18.)。Catilina は其の部下の中に啻だに最惡最低なる市井無賴の民衆のみならず、多數の貴族及び執政官級の人々をも數ふることが出來た。彼れ等は國家最高の官職に就くの外、其の巨大なる債務より免るゝの道を知らざる者である。彼れは素とSullaの部下たりし者との連結に依つて主として其の勢力を贏ち得たのである。斯くの如き分子よりして現勢を顚覆す可き叛逆黨を構成するの一事は財力を有し、政治的勢力を有する人々に取つては敢て難事たるを得ないのである。Catilina, Piso 及び其の部下は人權剝奪及び債務解除を行ふの見込ある凡ゆる計畫に進んで參加した。Catilina は貴族團體が彼れの執政官候補たることに反對せるが爲めに特に之れと爭鬪しつゝあるものであつた。斯くて四百人

以上の社員を有し、且つ伊太利亞の凡ゆる地方及び都市に於ける准社員を包含せる秘密結社は成立した。（Mommsen, a. a. O., S. 175-176.）。Crassus は今や鋭意權勢と財力とを增大するに努め、自己の大を致すの手段として Catilina の勢力の增加を助けた。Marius 黨の復活に努力しつゝありし Caesar は彼れを放任し、助勵するの態度に出でた。斯くの如き間に於て蹶然之れに對抗せんことを決意せる者は Cato 及び Cicero であつた。

九

Catilina と Cicero とは好個の對照を爲せるものである。前者が維馬最高の名門の出なるに反して、後者は地方的成上りであつた。前者が武官であり、常に最高の勇氣を以て國内に於ける被抑壓階級の味方たらんとしつゝあるに對し、後者は法律家であり、自己の財産に對して深き注意を拂ひつゝある下級中層階級の典型であつた。前者は被掠奪者の首領として、又た改革者として立候補し、後者は有産階級の代表者として立つた。Cicero が農地法に對し、又た債務の解除に對して有したる意見は克く其の De Officiis. 中に表明せられてゐる。「然れども、民意に投せんことを欲し、這般の目的を以て所有者を其の所領より驅逐し得るが爲めに、農地法の通過を企圖し、若しくは貸付金の返還を借手に對して免除す可きことを提唱する者は國家の基礎を覆しつゝあるものである。（Qui vero se populares volunt ob eamque causam aut agrariam rem temptant, ut possessores pellantur suis sedibus, aut pecunias creditas debitoribus condonandas putant, labefactant fundamenta rei publicae.）。即ち先づ第一に彼れ等は貨幣が或る者より拉し去られて他の者に授與せらるゝ際には存立すること能はざる一致を破壞しつゝあるものであり、第二に彼れ等は財産の諸權利が尊重せられざる場合には全然壞亂し去らる可き公正を廢するが故である。蓋し余の既述せるが如く、各人に對して自己專屬の財産の無障平穩なる支配を保證するは國家及び市府に固有なる任務なるが故である。（Id enim est proprium, ut supra dixi, civitatis atque urbis, ut sit libera et non sollicita suae rei cuiusque custodia.）。「而して何等の財産をも所有せることなきものが、多年若しくは數時代に亙りて占有せられたる土地の所有を得、而して是れまで之れを所有せる者が其の所有を失はざるを得ざることが如何にして公正であるか」。（ibid., ii. 22.）。「而してスパルタ人が彼れ等の長官 Lysandros

を放逐し、彼れ等の王 Agis を死に致したるは此の種の不正に由るものであつて、斯くの如きはスパルタの歴史に先例なき行爲であつた。此の時よりして、又た同一の理由に據つて、暴君は起り、貴族は追放せられ、而して最も驚嘆す可き組織を有したる國家をして微塵と爲つて崩壞するに至らしめたる大軋轢を生じたのである。而もそは自己のみ惟り倒れずして、先づスパルタに發し、次第に遠く廣く蔓延せる有害なる原質の傳染によつて、延いて自餘の希臘をも荒廢せしめたのである。洵に有名なる Tiberius Gracchus の子にして Africanus の孫なる我が國の兩 Gracchus を亡したるものは農地問題に關する爭鬪ではなかつたか。「或る者をして無家賃を以て他人の家に住はしむ可きであるか。何が故に然るか、そは余が購入し、建築し、修理し、出費したる際に、汝は余の同意なくして余に屬する物を享受し得可しと云ふに在るか。是れ或る者より彼れに屬する物を奪ひて、他人の物を或る者に與ふるに非ずして何ぞ。而して債務排除の意義は汝が余の貨幣を以て農場を購入し、汝が之れを所有し、而して余が余の貨幣を有す可らずと云ふに外ならざるに非ずや。(Quid ita? ut, cum ego emerim, aedificarim, tuear, impendam, tu me invito fruare meo? Quid est aliud aliis sua eripere, aliis dare alicna? Tabulae vero novae quid habent argumenti, nisi ut emas mea pecunia fundum, eum tu habeas, ego non habeam pecuniam?)。(ibid., 23.)。而して Cicero は債務支拂拒絶の運動が其の執政官在職中に於て最も强烈なりしことを述べ、而して彼れが鋭意之れに反對し、這般の惡疫をして全然此の國より一掃せることを誇稱してゐる。(ibid., 24.)。

一味の輩は今や Catilina 及び其の共謀者の一人を執政官職に昇らんしめんことを企圖しつゝあつた。彼れ等は此の企圖にして達成せられたる時は、國家の財寶を領有し、又た種々なる辭柄を構へ、殊に人權剝奪によつて市民の財產を占有せんことを願つたのである。然しながら Catilina が羅馬に火を放つて之れを掠奪するの自由を彼れ等に約せりと云ふは恐らく虛構であらう。Cicero は危險を顧みることなくして、之れと並んで執政官の候補に立つの勇氣を有して居つた。彼れと轡を併べたる者は Catilina の外、P. Sulpicius Galba, C. Antonius, L. Cassius Longinus, Q. Cornificius, C. Licinius Sacerdos の五名であつた。最初の二名は貴族(Patricii)、次ぎの二名は平民(Plebs)ではあつたが、名門(Nobiles 即ち曾つて縷說せるが如く、平民も亦た

凡ゆる國家の官職に就くことを許され、其の結果として貴族平民間の差別撤廢せられたる後、出生の貴族即ち patricii に代れる官職の貴族であつて、其の成員が羅馬高官、即ち curulis magistratus の一つに就けることある貴族並びに平民の家族を包含する)に屬するものであり、而して最後の二名は初めて其の家族中に國家的顯職に就くの名譽を輸入せる者の子であつた。Cicero は實に彼れ等の間に於ける唯だ一人の「新人」(novus homo)であつた。

Cicero は、公職を以て生得權の一種と看做し、新人によつて之れを奪取せらるゝを忍ぶこと能はざる名門よりして大なる反對を受く可きことを虞れたるが故に、親しく總べての市民を訪問し、懇請し、彼れ等をして彼れに反對するの力なからしめんとした。而して其の政敵 Catilina が亞弗利加の屬州に於ける苛政の爲めに起訴せられたる時、名門、殊に Cæsar 及び、Crassus に恩を賣り、又たは少くとも Catilina をして其の味方たらしむるが爲めに一時は其の辯護を受諾せんとせるの事實は其の Atticus 宛の書翰によつて想見することが出來る。(Hoc tempore Catilinam, competitorem nostrum, defendere cogitamus. Iudices habemus, quos volumus, summa accusatoris voluntate. Spero, si absolutus erit, coniunctiorem illum nobis fore in ratione petitionis; sin aliter acciderit, humaniter feremus.—Epistularum ad Atticum, I. 2.)。然しながら彼れは其の意を翻して、謀叛人を辯護するの擧に出ずることがなかつた。彼れは後年、彼れが Catilina を以て善良なる市民なりと誤解せることを辯じてゐる。(Pro Cælio, 6.)。而して彼れは執政官 Torquatus 並びに執政官相當官たる元老院議官の全部が彼れに有利なる證言を行へるを辯疏して、當時に於ては彼れ等は未だ其の謀叛の疑念を有するとなかりしの旨を陳べて居る。(Pro Syll., 29.)。Antonius と Catilina とは Cicero を以て其の最も有力なる敵と做し、彼れ等の全力を併せて之れに當つた。而して彼れ等は Crassus 及び Cæsar の强大なる援護を受けた。(Quintus Asconius Pedianus, argum. in toga candida.)。而して Cicero が紀元前六十五年 Catilina を破つて克く當選し得たるは、後者の革命的計畫を怖れて名門の徒が不承不承に彼れを援護せるに由るものである。Catilina 黨の成し遂げ得たる總べてのものは其の共謀者の一人たる Caius Antonius を Cicero の僚官として當選せしめたることであつた。Cicero は實に此の最高の官職を贏ち得たる唯一の新人であつた。(De leg. Agrar. con. Rull., ii. 2.)。

十一

Cicero が吾人に告ぐるが如く、紀元前五十四年に至る迄、執政官職に就ける者は凡そ八百人の多きに達してゐる。而も是れ等のものゝ中、此の高職に在つて聲名を博し得たる者は僅かに十分の一に過ぎない。運命の星は猶ほ Cicero の上に輝き、六十三年に於ける其の施政をして記憶す可きものたらしむるの機會を與へた。羅馬が此の年の如く有爲なる執政官の伎倆と警戒とを要したるとは是れ迄になかつたと稱せられてゐる。國家の全組織を壞亂せんこと企圖しつゝある者の叛逆的結黨の外、新たなる護民官は現在の平靜を攪亂するに努めつゝあつた。其の或る者は Sulla の施設にして當時猶は殘存せる總べてのものを廢止し、人權を剝奪せられたる者の子孫を其の所領及び地位に復歸せしむるが爲めに法律を發布せんとし、他は贈賄罪の宣告を受けたる前執政官 Publius Sylla 及び Publius Autronius の刑罰を取消し、之れを元老院に復歸せしめんとし、（Pro Sylla, 22, 23.）、或る者は一切の債務を消滅せしめんとし、他は公有地を貧民に分割せんことを企圖しつゝあつた。（Dio, I. 37.）。國内には恐怖と驚愕とが充ち溢れて居つた。

Catilina は此の失敗によつて次年度の選擧に於て月桂冠を贏ち得んとするの希望を喪ふものではなかつた。而も彼れは其の間に於て其の最も有力なる一味を失つた。先づ第一に Antonius は Cicero の乘ずる所と爲つて中立を維持せしめらるゝこゝゝ爲つた。Cicero は Antonius の野心に對しては權力を、其の歡樂欲に對しては黄白を餌食として彼れを誘惑した。兩者の間には、其の任期滿了の際に彼れ等に割當てらる可き最良の屬州を選擇するの權を Antonius に與ふることが直ちに協定せられた。（Sallust, Bellum Catilinae, 26.）。斯くて彼れは最も有利なる Macedaonia の統治を Alpes 以南の Gallia の其れに代へ、更らに幾許もなくして後者をも Q. Metellus に讓つた。Cicero は亦た騎士階級を元老院に結合して、一體たらしむるを以て其の施政の至要目的の一と倣した。彼れは是れ等兩階級の結合せる力が常に國内に於ける凡ゆる他の勢力を凌駕し、煽民家、野心家の總べての計畫に對する安全なる防禦たる可きものであると想像したのである。（Ut multitudinem cum Principibus, Equestrem ordinem cu n Senatu conjunxerim.—In Pison, 3. Neque ulla vis tanta reperietur, quæ conjunctionem vestram, Equitumque Romanorum, tantamque conspirationem bonorum omnium perfrin-

gere poffit—In Catil., iv. 10.)。Caesar 及び Crassus も中立を維持せんことを決意した。Piso は西班牙に於て其の護衛兵の爲めに殺害せられた。然しながら伊太利亞は軍隊を缺いて居つた。Sulla の古る兵は唯だ武裝の合圖を待つのみであつた。

Cicero の任官よりも少しく以前に以て新護民官の一人なる Publius Servilius Rullus は農地法を提出して元老院を驚した。此の法案は元老院の權力を排し、宛も Pompeius が Gabinius 及び Manilius 法の結果として占め得たると同樣の地位を民主黨の首領に與へんことを企圖するものであつて、Caesar によつて煽動せられたるものである。其の表面上の目的は伊太利亞内に植民地を建設するに存する。然しながら是れ等の植民地を建設す可き土地は沒收によつて取得せらる可きものではなかつた。却つて凡ゆる現存の私權は保證せられ、最近時の不法なる占有すら完全なる所有權に化成せしめられた。惟り貸出されたる Campania の國有地のみが分配せらる可きものであつて、他の土地は普通の購入によつて取得せらる可きものであつた。這般の目的の爲めに必要なる金額は、(一) Macedonia Chersonesus Thracica, Bithynia, Pontus 及び Cyrenaica 等の屬州に於ける舊王室狩獵地並びに征服の結果として羅馬の有に歸せる諸市に屬せる西班牙、亞弗利加、Sicilia, Hellas 及び Cilicia に於ける領地を抱有する伊太利亞内外に於ける自餘一切の國有地の賣却に依り、(二)八十八年以後に於て取得せる凡ゆる他の國有動産及び不動産にして、未だ讓渡せられざるものゝ賣却に依り（此の條項は主として埃及及び Cyprus を目當と爲せるものである）、(三)拉丁權を有する都邑及び其の他の自由市を除き課稅し得る一切の從屬團體に負擔せしめたる苛重なる租稅及び十分一稅に依り、(四) Pompeius によつて開拓せられたる新たなる屬州の歲入の收益及び Pompeius 並びに Sulla の後嗣の手中に看出され得可き貨幣に依つて支給せらる可きである。斯くの如き處置を遂行するが爲めに特殊の司法權と特殊の至上權とを有する十大官 (decemviri) が任命せられる。彼れ等は任期五ヶ年であつて、騎士階級より二百の屬官を選拔す可きものである。而も此の十大官の選擧に際しては總べての候補者は自ら名乘を上ぐ可きものであつて、且つ高僧の選擧に於けると等しく三十五種族の中、抽籤によつて定めらる可き十七種族のみが選擧を行ふ可きである。同法案は此の十大僚官に於て Pompeius の其れを典型として、是れに比して稍や軍事的色彩淡く、民主

的色彩濃き一勢力の構成を企圖せることが明かである。司法權は埃及問題を決定するが爲めに、又た、軍事上の權力は Pompeius に對して備ふるが爲めに特に要求せられたるものである。不在者を選ぶことを禁じたるは Pompeius を排斥するが爲めである。投票の權利ある種族の減少並びに抽籤の手加減は民主黨の意見に從つて選擧を繰縱するを容易ならしめんとするに在るのである。（此の決案の內容に就いては幾分 Conyers Middleton の誌す所と Mommsen, の其れとの間に相違あるが如きも、今は暫く後者に從ふ。Mommsen, a. a. O., S. 182; cf., Middleton, The History of the Life of Marcus Tullius Cicero, vol. I, 1741, pp. 153-154.）。

斯くの如き提案は孰れの階級をも滿足せしむることを得なかつた。民衆は土地を耕耘するよりも寧ろ穀物の配給によつて生存せんことを欲した。民主黨員の多數は Pompeius を憚つた。斯くの如き場合に處して新執政官 Cicero は其の能力を發揮するの機會を得、之れに反對するの大演說を試み、六十三年一月一日發案者自身をして其の提案を撤回せしむるを得たのである。民主黨は唯だ大多數が愛情若しくは恐怖の念よりして猶ほ依然として Pompeius に執着し、而して公衆が彼れに對抗せしむるものと認めたる一切のものが必然失敗に終る可きものであると云ふ不快なる教訓を得たに過ぎなかつた。（Cicero, De leg. Agrar. Contra Rullum; Mommsen, a. a. O., S. 182-183.）。

此の農地法の提案によつて喚起せられたる恐慌の終りたる時、他の事故は發生して首府の平和を危からしめんとした。劇場內に於てオルケストラ內に存した る元老院議官席の隣に十四列の（in quattuordecim gradibus sive ordinibus）特別席を騎士階級に與へたる護民官 Lucius Roscius Otho が西紀前六十七年の Lex Roscia は一般人民の間に著しく不評判であつた。而して之れに對する怨恨の猶ほ新たなりし際に、偶々 Otho が劇場內に入り來るや、民衆は一齊に叱罵の聲を以て彼れに酬ひ、騎士は大なる喝采と拍手を以て之れを迎へた。兩派の叫喚は愈々烈しく爲つた。而して此の騷擾を鎭撫するが爲めに Cicero は其の雄辯の限りを盡さなければならなかつた。（Vell. Pat. ii. 32; Cicero, Ad Att. ii. 1; Ploutarchos, Cicero. xiii. 但し Ploutarchos は Otho の名を以て Marcus と做し、其の官職を以て兒事奉行と記してゐる。共に誤謬である）。

恐らくCiceroに取つて最も困難なりし事業はSullaの爲めに人權を剝奪せられたる人々の子孫に完全なる市民權を回復せしめんとするの建議に反對するの一事であつたであらう。固より斯くの如き請願は其れ自體に於ては正當なるものであつて、毫も異論の餘地なき所であるが、而も當時の事情より推して著しく機宜を失せるものであつた。蓋し不穩なる刻下の羅馬に於て、抑壓せられたる黨派を復興せしむるは必然古き黨派的反抗をして更らに强烈ならしむるものでなければならなかつた。彼れ等が先づ其の回復し得たる權力を利用して其の抑壓者に對し復讐するの擧に出づ可きは當然である。是に於て乎、出來得る限り被害者自身の承諾を得て這般の災殃を防止せんとすることがCiceroの任務であつた。斯くの如き秋に際して羅馬の修辭家Marcus Fabius Quintilianusの謂ゆる「此の人心統制の技術家」(ill tractandorum animorum artifex)は是れ等の不幸なる人士を説服して、彼れ等の虐遇を忍受することが彼れ等の利益であり、國家の安寧秩序の基礎を成せるSullaの憲法にして廢止せらるゝならば、政府其の者も亦た持續すること能はざる可きを承認せしむることを得た。洵に彼れは「本來正當なる幾多の事物も場合に由つて不正と爲る」ものと觀じたのである。(Sic multa, quae honesta natura videntur esse, temporibus fiunt non honesta.—De Officiis, iii. 25.)。彼れは是れ等正直勇敢なる青年にして長官職を贏ち得るに至つたならば、恐らく國家の組織を激動せしむるに至る可しと思惟したのである。(Ego adolescentes fortes & bonos, sed usos ea conditione fortunae, ut, si essent magistratus adepti, Reipub. statum convulsuri viderentur——comitiorum ratione privavi.—In Pison, 2.)。

洵にCiceroは上述三個の場合に於て、Gaius Plinius Secundusをして絶叫せしめたるが如く、其の雄辯の魅力に依つて、人民を説服して其の麵麭と其の快樂と其の損害とを拋棄せしむるを得たのである。(Plin. Hist. Nat. I. vii. 30.)。然も吾人は彼れが國内に於ける三階級の一の勢力を代表し、而して他の一階級と結んで、更らに他の一階級に當るを得たるものであることを認めなければならぬ。

十二

同じき年、老餘の元老院議官Gaius Rabiriusは三十八年以前、即ち紀元前一百年羅

馬に於て危險なる暴動を喚起せる護民官 L. Opuleius Saturninus を殺害したるものとして護民官 Titus Labienus によつて告訴せられた。此の告訴は Julius Caesar の使嗾に由れるものである。彼れ及び其の黨與の目的とする所は此の老元老議官の處刑其の者に非ずして、動亂の突發せる場合に於て、國家をして何等の傷害をも受けれしめざるの注意を行ふ可きことを執政官に求めて（"Videant consules nequid respublica detrimenti capiat."）、普通の投票によつて即時羅馬を武裝するを得たる元老院の特權を襲はんとするに在つたのである。此の議決權によつて動亂を喚起せる幾多の市民は屢々審理を受くることなくして死に致された。而して斯くの如き元老院の特權は絕えず護民官によつて怨訴せられて居つた。Caesar 等は今や元老院をして民衆黨に對し武力に訴ふることを妨止するの必要を認めたのである。Rabirius を審問するが爲めに任命せられたる兩法官（Duumviri Perduellionis）は C. Caesar 自身及び其の親戚 L. Caesar であつた。兩法官は叛逆罪を審理するが爲めに奉行の割當つる所のものであつて久しく廢官と爲り居れるものである。（Gaius Suetonius Tranquillus, Vit. J. Caes., 12; Dion, p. 42.）。Quintus Hortensius は Rabirius を辯護し、假に彼れが Saturninus を殺したりとするも、元老院の命令に從へるものなるが故に、彼れに取つて全然合法なるものであるが、而も實際上彼れは毫も Saturninus の死に關與することなきを立證した。事實 Saturninus を殺せる旨を揚言せる者は Scaeva と稱する奴隷であつて、元老院は之れに報酬として市民權を賦與し、此の虐殺の行爲に承認を與へたのである。（Cicero, Pro Rabir. 6, 11.）。Rabirius は Caesar によつて罪の宣告を受けたのであるが、直ちに人民に控訴した。此の訴訟に由つて安危の分るゝものは惟り Rabirius の生命のみならず、又た實に元老院の權力と權威とであつた。Cicero は Rabirius を辯護した。Labienus は Cicero をして其の辯護演說が三十分を超過することを許さざらんとした。（Pro Rabir., 2.）。而して被告に對する憤怒を大ならしむるが爲めに、彼れは人民の自由の爲めに斃れたる殉難者の一人として Saturninus の肖像を船首演壇に揭げた。而して絕世の大雄辯家の辯護も遂に其の效なく、人民は兩法官の判決を是認せんどしつゝありし時同年度の徵卜師にして又た奉行たりし Q. Metellus Celer は投票に先立つて權謀を以て會議を解散したのである。（Dion, i. 37, 42.）。而して其の後直ちに發生を見たる更らに大なる諸事件は此の訴

訟の續行及び復活を妨げたのである。

然しながら Caesar は彼れに取つて更らに利害關係大なりし他の場合に於て一層大なる成功を收むることが出來た。即ち Metellus Pius の死後、缺員を主じたる主僧の一人に選任せられたることが是れである。Labienus は選擧權を主僧團體より人民に移して Sulla の廢止せる舊法の精神に一致せしむ可き新法の發布に由つて Caesar をして之れに就かしむるの路を開いた。Caesar は巨額の賄賂と其の全資產の蕩盡とによつて贏ち得たる民衆の援護に依つて其の有力なる兩競爭者Q. Catulus 及び P. Servilius Isauricus に優勝するを得たのである。（Suet., J Caes., 13.）。

十三

Catilina は今や公然憚る所なく贈賄の行爲に依つて執政官職を贏ち得んとする猛烈なる運動を再始した。Cicero は贈賄の行爲に對して十ヶ年の追放刑を附加するの新法を發布し、又た候補者は死者の遺言によつて命ぜらるゝに非ざれば彼れが或る長官職を追求しつゝある時期の二ヶ年內に凡ゆる格鬪士競技の觀覽を行ふことを禁ぜられた。Catilina は此の法律が主として自己を目標とせるを知り、六十二年度の執政官選擧の當日たる十月二十日に投票場監督の執政官並びに Catilina の競爭者たる候補者を殺し、Catilina を當選せしむるの計畫を立てた。然も Cicero は選擧の期日を延ばし、Catilina を元老院に召喚して、諜報の事實に就いて尋問した。之れに對して Catilina は狂人地味たる答を與へて曰く「國內に二個の體軀があつて一つは虛弱なる頭を有する虛弱なる體軀であり、他は頭なき强大なる體軀である、而して此の最後のものは余が力を用ふるに足るものなるが故に、そは余の活くる限り斷じて頭を缺くことなかる可きである」。（duo corpora esse in republica; unum debile, infirmo capite, alterum firmum, sine capite: huic, cum ita de se meritum esset, caput se vivo non defuturum—Cicero, Pro Muren., 25; vide, Ploutarchos, Cicero xiv.）。斯くの如きは明かに元老院と人民とを諷示せるものである。

二十一日元老院は斯くの如き危機に際して時々發布せられたる執政官に對し非常特別の權力を賦與するの命令を通過した。此の命令に據つて兩執政官は絕對權を賦與せられ、普通の形式に於ける一切の法律は其の危機の去るまで停止せられた。是に於て乎、Cicero は其の守衛兵を倍加し、羅馬の軍隊を增加し、而して選

舉の延期せられたる二十八日に彼れは其の職服の下に胸甲を帶して「軍神の廣場」(Campus Martius) に現れた。斯くて彼れ及び Catilina の競爭者を殺さんとせる叛徒の陰謀は再び失敗に終り、Decius Junius Silanus と Lucius Licinius Murena とが選出せられた。

Catilina は此の第二の失敗によつて死物狂と爲つた。彼れの最大なる希望は彼れが常に援護し來れる老巧なる Sulla の兵士に存して居つた。彼れ等は伊太利亞の種々なる地方及び植民地に離散して居つたが、彼れは特に Etruria に於て其の多數を徵募し、Sulla の百人隊長たりし軍事的經驗豐かなる Manlius の指揮の下に之れを一小軍隊に編成した。(In Cat., i. 2.)。彼れの叛亂に參加せる亂行放埒の元老院議官の主なるものは Publius Cornelius Lentulus, Caius Cethegus, Publius Autronius, Lucius Cassius Longinus, Marcus Porcius Lecca, Publius Sylla, Servilius Sylla, Quintus Curius, Lu ius Vargunteius, Quintus Annius, 及び Lucius Bestia 等であつた。(Sullust, Bell. Cat., 17.)。是れ等の人々は伊太利亞全土を通じて普く叛亂を行ひ、Catilina をして自らEtruria 軍の指揮に任せしめ、元老院及び彼れ等の敵の全部を悉く虐殺し、唯だ Pompeius の子息等のみを助けて人質と爲し、以て東方に在る其の父を抑制せんことを決議した。Lentulus は其の會議の議長と爲り、Cassius は首府の燒打を遂行し、Cethegus は虐殺を主宰す可きものと傳へられた。(Pro Syll, 19.)。然しながら Cicero の警戒は其の計畫の實行に對する最大なる障害であつたが爲めに、Catilina は彼れが羅馬を去るに先立つて其の仇敵を殺害せんことを欲した。而して同志中の兩騎士 C. Cornelius 及び Vargunteius (Ploutarchos が Marcius 及び Cethegus の二人と記すは誤聞か)は用務に假託して早朝彼れを訪問し、其の寢床に於て之れを刺さんことを企てた。而も此の會議の終了すると同時に Cicero は其の決議の全部を知ることが出來た。彼れは Fulvia と呼ぶ一婦人の密計によつて其の情人にして徒黨の一人たる Curius を味方として彼れ等の評議の一切を密告せしめたのである。彼れは時を移さず、其の晩、例の如く、彼れの家に集合せる羅馬の長官の數名に彼れが間諜より得たる密告を傳達し、啻だに其の計畫のみならず、之れを實行す可き人々の姓名及び是れ等の人々が彼れの門戶に現る可き時間をも報告した。而して兩刺客が未明に彼れを訪れたる時、其の邸宅は嚴く衛護せられて、彼れ等は終に其の内に入ることを得なかつた。

(In Cat., i. 4.)。(Curius が Fulvia を Cicero に送りて密告せしめたるものか、若しくは Fulvia が自ら彼れの許に趣けるかは疑問であると云ふ。)

Cicero は又た伊太利亞内に於ける最も堅固なる要塞の一つたる Praeneste の町を占領せんとする Catilina の企圖を挫くことが出來た。謀叛人の集會は十一月六日の夕に開かれた。而して Cicero は同月八日 Capitolium のジユピター神殿に元老院を召集した。此の神殿は國家危急の際に限つて元老院の集會に使用せらるゝものである。Catilina は此の集會に出席するの大膽を有して居つた。而して其の親近者に至るまで總べての議官は彼れの厚顏なるに驚きて、何人と雖も彼れに挨拶するものなく、執政官級の議官は Catilina の着席せる長椅子より退席した。(Sullust, 30.)。Catilina は發言せんとせるも、叫喚の爲めに妨害せられて發言するを得なかつた。Cicero は遂に起つて、首府より退去す可きを彼れに命じた。Catilina は Cicero の演說に對して何等の答辯をも行はんとすることなく、悄然たる態度と哀願的の音聲を以て元老院に向つて、Cicero の如き過去に於て常に彼れの敵として立てる者が彼れを損傷する爲めに言說せる所のものゝ全部を早急に信用することなきを求め、彼れの如く自己及び其の祖先が羅馬の人民に對して大なる愛著を有する幾多の證左を示したる貴族の一人が政府を顚覆せんことを欲し、Cicero の如き異鄕民にして羅馬の新民たるものが極力其の維持に努むるが如きことは想像し得ざる所であると主張した。而も彼れの演說は滿場の叫喊の爲めに打ち消された。(ibid., 31.)。是に於て乎、Catilina は武裝せる三百の人數と共に直ちに首府を去つて Etruria に向つた。(ibid., 32.)。政府は Catilina, Manlius 及び其の一味にして一定の期日までに降參せざる者を以て公の敵と宣言し、新徵の兵を召集して之れを Antonius の指揮に委ね、Cicero をして後に殘つて首府を守護せしめた。(ibid., 36.)。

其の間に首府に殘留せる Lentulus 等一味の面々は Allobroges の使臣と結び、其の同志に致す可き紹介狀及び密書を交付した。密かに斯くの如き事實の報道を受けたる Cicero は、豫定の計畫通り十二月二日夜彼れ等が羅馬を去るに際して之れをムルヴイウス橋 (Pons Mulvius) 上に捕へた。而して彼れ等の陳述と其の携帶せる文書とによつて謀叛の詳細は明瞭と爲つた。(In Cat., iii. 2.)。共謀者の中、逃亡せる者もあつたが、Lentulus, Cethegus, Gabinius 及び Statilius は孰れも逮捕せられた。元

老院は和合神殿に開かれ、犯人及び證人の審理を遂げた。而して Cicero は彼れ等の審問及び自白を速記せしめ、之れを善く伊太利亞及び屬州に撒布して、此の事件の誤傳せらるゝことを防ぐに努めた。(Pro Syll., 14, 15.)。

十四

謀叛者の計畫は暴露し、其の首領等は逮捕せられた。羅馬が秩序整然たる國家であつたならば、事件は是れを以て政治的には落着す可き筈である。軍隊と裁判所とが一切の殘務を處理す可きである。然るに羅馬に於ては政府は有力なる名門の士二名を安全に拘留することをすら得ざる狀態に在つた。是れ等の人々は一定の有力なる私人の監守に委せられて居つた。然るに俄然 Lentulus 及び Cethegus の奴隸及び被放民は其の主人を奪回するの陰謀を企てつゝありと云ふ流言が傳つた。(Sallust., 50)。羅馬は兇暴無賴の徒に滿ちてゐる。而して政府は其の自由に使用し得る有力なる軍隊若しくは警察を有することがない。更らに又た Catilina が其の軍隊を率いて突擊を加ふるの擧に出づ可きことも想像するに難くはなかつた。是に於て乎 Cicero は時を移さず囚人處刑の問題を元老院に附議せんとした。斯くて、彼れは翌五日の朝、這般の目的を以て元老院を召集した。死刑の宣告は羅馬に於ては稀有であり、又た極めて不評判なるものであつた。加之ならず、死刑の宣告を受けたる總べての罪人に對し人民に控訴するを許したる護民官 Porcius Lecca の古法存し、其の後、復た Caius Gracchus によつて凡そ如何なる市民の生命と雖も、人民の前に正式の裁判を行ふことなくして之れを奪ふことを禁ずるの法律が制定せられた。而して斯くの如く地位高き囚人を元老院の決議によつて死刑に處するの擧に參加せざるが爲めに議場を退席せる元老議官も有つた。(In Cat., IV. 5.)。討議は六十二年の執政官に當選せる前記 Silanus によつて開始せられた。彼れは拘留中の者及び其の後逮捕せらる可き者は總べて死刑に處せらる可きものであると云ふ意見を表明した。(Sullust., 50.)。彼れに次いで意見を述べたる者は總べて之れに贊同したのであるが、奉行に當選せる Julius Cæsar の起つに至つて、初めて死刑反對論が主張せられた。彼れは謀叛者の財產を沒收し、彼れ等を永久に主要なる伊太利亞の自治市(municipia)に禁錮し、而して元老院は彼れ等を放免し若しくは其の刑罰を輕減せんことを提案する者の總べてを國家の敵と看做す可き

宣言を發す可き旨を主張した。（Sallust, Bell. Cat., 51; vide, Cicero, In Cat., iv. 5.）。彼れは裁判を行はずして羅馬市民に死刑を宣告するの不法を力説した。然るに熾烈なるCatoの辯舌は寛大なる處置に贊する者の上に嫌疑を投げ、動搖不決斷の徒に新たなる恐怖を惹起せしめて、多數をして囚人の即時死刑執行に贊成せしむることが出來た。（Suet., J. Cæs., 14; Sullust., 52, 53.）。

投票終了後Ciceroは直ちに元老院を出で、其の緣者Lentulus Spintherの監守の下に置かれてゐたLentulusを受取り、公所を過ぎてCapitoliumの麓なる牢獄Tullianumに牽き、刑吏に之れを交付した。Cethegus, Statilius, Gabinius等も亦た奉行によつて同樣に死刑を執行せられた。（Sullust., 55.）。彼れ等の死刑が既に執行せられたるを知らずして、夜半を待つて彼れ等を救出すの機を窺ひつゝ、市場に群れる多數の徒あるを視て、Ciceroは大聲に叫んで曰く、「彼れ等は其の生を終つた」と。而してCiceroが元老院の全體並びに騎士に擁せられて意氣揚々と其の家路に向へる時、民衆は悉く之れに從ひ、彼れを呼んで其の救濟者と稱した。（Ploutarchos, Cicero, xii.）。

十五

然らばEtruriaに於ける蜂起の運命は如何。Manliusが Etruriaの都市Faesulaeに於て叛旗を揭げたるは十月二十七日のことであつた。而して叛徒は宣言を發して債務者をして其の負擔より免れしむることを要求し、猶ほ場合によつては債務者を奴隷たらしむることを許しつゝある破產法の改正を絕叫した、然も彼れ等叛徒は他との連絡を斷たれた。政府は總募兵を行ひ、部分的に蜂起を抑壓するが爲めに伊太利亞の諸地方に有司を派遣するの餘裕を有して居つた。今やCatilinaは約一萬の部下を有して居つたが、其の中、武裝せるものは全部の四分の一を超ゆることがなかつた。而して羅馬に於ける一味の失敗の報傳はるや、其の多數は四散した。彼れに向つて進軍することを命ぜられたるGaius Antoniusは合戰の間際に至つて痛風の爲に其の任に堪へざるを口實として軍隊の指揮權を其の副將（legatus）Marcus Petreusに與へた。而してEtruriaなるPistoriaの激戰は全然叛徒の敗北に終つた。萬事休せるを見たるCatilinaは群れる敵軍の中に斬入つて死んだ。彼れは暫くの間息を引取ることなく、生前彼れを特色付けた蠻勇を其の顏面に留めてゐた。而して其の部下は恰も彼れ等が生きて戰ひつゝありし地點に、死して其の骸

を殘した。(Sullust., 59.)。

斯くの如くして Catilina の謀叛は鎭壓せられた。而も是れに由つて打擊を受けたるものは單に叛徒のみに止らずして、民主黨の全部であつた。民主黨の首領たる Caesar 及び Crassus が之れと共謀せるの事實は明かにせらるゝを得なかつたのであるが、而も深き嫌疑は彼れ等の上に蔽ひかゝつた。彼れ等兩者は同一の動機によつて動さるゝものであつた。常に Cicero の敵であつた Crassus が此の陰謀暴露の當時に於て特に彼れに宛てたる匿名の密告書を好意的に Cicero に致せるが如きは、自己の嫌疑を免れんとするに出でたるものゝ如くである。(Ploutarchos, Cic., xv.)。Caesar に對する嫌疑は殊に彼れが囚人の死刑に反對せる以後に於て深きを加へ、十二月五日元老院を退出せる時、其の通路を守護せる騎士の憤怒の爲めに危く殺されんとし、翌年奉行職に就くに至るまでは再び此處に現れんとすることがなかつた。(Sallust., 49; Sueton., J. Caes, 14.)。

洵に彼れ等は共犯の嫌疑を蒙る可き重大なる理由を有して居つた。Crassus 及び Caesar が Catilina の執政官立候補を援護せることは既述の如くである。而して紀元前六十四年に Caesar が殺人罪を以て Sulla 黨の死刑執行者を告訴せる時、彼れは惟り Catilina のみを免るゝことを得せしめた。Cicero が其の元老院に示したる謀叛者の姓名中には Caesar 及び Crassus の名が含まれて居らなかつたことは事實であるが、而も彼れが幾多の「無辜の人々」の姓名を抹殺せることは明かなる事實であつて、後年彼れは Caesar を連累者中に算へてゐる。或る者は Cicero が Caesar の黨與と其の勢力とを懼れて、後者を仇敵視せる Catulus 及び Piso の告發を故らに看過し、閑却せるものであると稱してゐる。(Ploutarchos, Cic., xx.)。Cicero は峻嚴に過ぐるの態度を以て信望ある人々に臨み、彼れ等をして自暴自棄に陷らしむるよりも、寧ろ穩當なる手段を以て彼れ等の總べてを緩和し馴致し、而して國家の一般的傳染病に對しては、其の癒治し得可き總べての部分は之れを切斷せずして治癒するを以て其の座右の銘として居つた。Lentulus 逮捕の後、彼れよりして Catilina に送れる使者 Traquinus と稱する者が逮捕せられて、元老院の前に引かれた。而して其の申開に際して彼れが Crassus の依頼を受けたる旨を陳述するや、此の偉大なる名に驚愕せる元老院は彼れを遮り、Cicero の提言によつて其の陳述の全部を抹殺せしめ、

彼れが何人によつて教唆せられたるかを自狀するまで入獄を命じた。（Sallust, 48.）。元老院は明かに犯罪事實の暴露をして一定の限界を超えて進ましむることを怖れたのである。

Gabinius 及び Statilius が Crassus 及び Caesar の監守に委ねられたるは彼れ等をして板挾みの窮境に陷らしめんとする政府の術策に由れるものゝ如くである。彼れ等にして囚人を逃走せしめんか、彼れ等は從犯と看做さる可く、彼れ等にして囚人を抑留せんか、彼れ等は其の共謀者の憎惡と復讐とを受く可きである。而して Caesar が、四十六年を以て亞弗利加に入れる時、彼れは Catilina 黨唯一の生殘者にして Mauretania の土匪の首領たる Publius Sittus と提携して Pompeius 黨と戰つた。（Sallust, 21; Appianus, B. C. iv. 54.）。而して最後の刹那に至るまで政府が陰謀に對して何等眞面目なる遮止を試むることなく、叛徒の首魁をして無事退京するを得せしめ、討伐軍の指揮を陰謀と深き關係を有する Antonius に委ねたるが如き諸事實は孰れも皆な舞臺の背景に有力なる人物の存せることを物語るものゝ如くである。陰謀敗れし後、民主黨の首領等は極力彼れ等が之れに參加せるの事實を陰蔽するに努めた。而して後年 Caesar 自身が政治的陰謀の標的と爲るに及んで、其の生涯の暗黑時代は更らに深く幕の裡に鎖され、彼れの爲めに特殊の辯護文すら起草せられたのである。Gaius Crispus Sallustius の Bellum Catilinarium. は即ち是れである。（Mommsen, a. a. O., S. 192-195.）。Sallustius は其の五十二年の護民官在職時代に於て民衆黨と結び、內亂に際しては Caesar に追從して、其の眷顧を蒙れるものであつた。而して彼れは固より Cicero の味方ではなかつた。かの M. Beer が「二十年の後に筆を執れる社會的保守主義の愛國者である羅馬史家 Sullust は Cicero に從つて」Catilina を傳せり云々と稱したるは俄かに首肯し難き所である。（Beer, Social Struggles in Antiquity, trans. by Stenning, 1922, p. 147.）。

十六

民主黨は首府の破產者及び地方の窮民との同盟によつて、啻だに資本階級のみならず、羅馬の一般民衆よりも亦た疎んぜらるゝに至つた。彼れ等は敢て街上の暴動に反抗するものではなかつたが、叛徒に燒打の計畫ありと宣傳せらるゝに至つて戰慄した。寡頭政府は今や此の機に乘じて民衆を其の味方たらしめんとし

た。Caesar が元老院の攻撃と諷言とに惱されて、人民に向つて其の保護を求め、無數の腐敗墮落の徒を煽動して、之れを自己の周圍に集めつゝありし時、Cato は元老院を說き、穀物の配給を行つて無產貧民の群を救濟せしめた。這般の目的の爲めに投じたる費用は年々一千二百五十 talentum に達す可きものであつた。而して Caesar の脅嚇は是れに由つて無效に歸せしめられた。(Ploutarchos, Cato xxvi; Caesar, viii.)。最後に、其の同盟者の愚蒙脆弱を知るに至れる Pompeius は暫く其の利害が族の其れと一致するものあるを認むるに至つた。老餘無氣力の寡頭政府と雖も、民主黨を去つて彼れ等に移れる民衆の力と Pompeius との利害の一致に由つて革命の企圖を鎭壓し、斯くて又た民主黨に對して掉尾の勝利を贏ち得たのであつた。(Mommsen, a. a. O., S. 196-197.)。

Pompeius は Palestina に在つて Mithridates 王死去の報に接した。彼れが伊太利亞に歸還するの日は次第に近付きつゝあるのである。民衆黨の首領等は彼れ等の地位の絕望なるを感じた。Crassus は其の家族と其の黃金とを船に載せて東方に逃難所を求めんとした。Caesar の如き反撥力に富み元氣旺盛なる者と雖も此の當時に於ては著しく意氣消沈の態があつた。然るに Cicero は暫く羅馬の各階級の賞讃と喝采との裡に浸ることが出來た。貴族名門も此の成上りの「新人」を謳歌した。(In Pison, 3; Ploutarchos, Cic., xxiii.)。彼れは實に「國父」の尊稱を受けたる最初の人であつた。(Salve, primus omnium Parens Patriae appellate, & c.—Plinius, Hist. Nat., vii, 30.)。

（附記）　本稿は吾人が本誌第十八卷第七、八、九號に連載せる「革命期の羅馬に於ける社會闘爭續編」の後を承くるものである。

（一九二五年八月）